

事 務 連 絡
平成 2 9 年 6 月 2 8 日

各都道府県

子ども・子育て支援新制度担当部局

公立・私立幼稚園所管部局

御中

保育担当部局

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

「子育て安心プラン」に基づく幼稚園における2歳児等の受入れ推進について
(既存制度・事業の運用の柔軟化)

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

先般お知らせしたとおり、政府として、6月2日に「子育て安心プラン」を策定し、下記1.に記載した考え方の下、幼稚園において、2歳児を中心とした待機児童の受入れ（「幼稚園接続保育」等）を更に推進するための措置を講じることとしています（具体的な措置の内容は、「6つの支援パッケージ」の3ページ参照）。

「子育て安心プラン」は平成30年度から本格的に実施していくものであり、新たな予算措置が必要な事項については、今後、予算編成過程で検討・調整を行っていく予定ですが、取り急ぎ、既存制度・事業の運用の柔軟化により対応可能なもの（「6つの支援パッケージ」の3ページ（2）及び（※））について、下記2.及び3.のとおり、国としての考え方をお示しいたします。

各都道府県等におかれては、内容について十分に御了知のうえ、各市区町村への周知・助言や幼稚園関係団体との連携による積極的な対応をお願いします。

記

1. 幼稚園において2歳児を中心とした受入れを推進する趣旨

「子育て安心プラン」においては、幼稚園における2歳児（保育を必要とする子どもを想定。以下同じ。）を中心とした受入れを更に推進することとしているが、これは、

- ① 待機児童のうち1・2歳児が7割以上を占めており、今後、育休の最長2年への延長や働き方の多様化により、2歳児以降の保育ニーズが更に増大・多様化していく見込みであること、
 - ② 幼稚園がこれまで、3～5歳児に対する預かり保育や、2歳児を中心とした未就園児に対する保育（親子登園や未就園児教室など）を行う中で培ってきた知見を活用し、迅速な対応が可能であると考えられること
- を踏まえたものであること。

2. 認定こども園への移行促進及び小規模保育事業等の実施促進

(1) 幼稚園における2歳児の受入れを推進する観点から、認定こども園並びに小規模保育事業及び家庭的保育事業について、以下の対応が可能であるので、地域の実情や事業者の意向を踏まえ、積極的に認可・認定を行っていただきたいこと。

- ① 幼稚園から認定こども園に移行する際に、2～5歳児を対象とする（0・1歳児を対象としない）こと。
- ② 幼稚園が小規模保育事業又は家庭的保育事業を実施する際に、2歳児のみを対象とする（0・1歳児を対象としない）こと。
- ③ 認定こども園並びに小規模保育事業及び家庭的保育事業においては、地域のニーズに応じて、開所日数・開所時間を弾力化する（例：土曜日を開所しない、9～10時間程度の開所とする）こと。

(2) なお、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業についても、(1)と同様の取扱いを行うこととしており、別途、実施要綱の改正を行う予定であること。

3. 幼稚園設置基準及び定員超過に関する取扱い

(1) 幼稚園設置基準における面積要件の緩和

通常、幼稚園内に幼稚園以外の用途に使用しているスペースがある場合、そのスペースを除外した上で、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）別表第一に規定する「園舎の面積」に係る基準（以下「面積基準」という。）の充足性が判断されているところ、特例として、小規模保育事業等による2歳児等の受入れに使用するスペースについては、これを除外せずに面積基準の充足性を判断すること。なお、この取扱いが他の場合に拡大適用されることのないよう、十分に注意すること。

(2) 認可定員を超過して3歳以上児の受入れを行った場合の取扱い

3歳以上児の園児としての受入れは、認可定員の範囲内で行われるべきものであるが、地域の保育ニーズの逼迫状況によっては、緊急的な対応として、認可定員を超えた受入れが必要となることも考えられること。その場合、認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園については、

- ① 子ども・子育て支援新制度に移行している園の場合には、「認可定員を超過して園児を受け入れている私立幼稚園に係る子ども・子育て支援法に基づく確認等に関する留意事項について」（平成26年10月17日事務連絡）を参考として、各都道府県の判断で、利用定員を超過した場合の公定価格の減算ルール（2年連続2割超過の場合に調整割合を乗じる）に加えて、当該調整割合の引下げなど独自の減算措置を講じることが可能となっているとともに、
- ② 子ども・子育て支援新制度に移行していない園の場合には、各都道府県の判断により、私学助成の減額が行われているところ、

待機児童等の受入れを積極的に行った結果、認可定員の超過が生じた場合には、待機児童解消に向けた取組の社会的意義に鑑み、①の公定価格における独自の減算措置及び②の私学助成の減額について柔軟な取扱いを検討いただきたいこと（なお、待機児童等の受入れによる定員超過に該

当するか否かについては、都道府県において、市町村や私立幼稚園団体と密接に連携しつつ、適切に把握されたい。

4. その他

一時預かり事業（幼稚園型）を活用した2歳児の受入れ推進及び預かり保育の長時間化・通年化の推進（「6つの支援パッケージ」の3ページ（1）及び（3））については、新たな予算措置を必要とするものもあり、今後、予算編成過程で具体的な内容について検討・調整を行っていく予定であること。

【添付資料】 ※ 公立・私立幼稚園所管部局には、6月2日に送付済のもの

- ① 「子育て安心プラン」について（平成29年6月2日経済財政諮問会議資料）
- ② 6つの支援パッケージ（「子育て安心プラン」における具体的な施策）
※ 幼稚園関係の記載は、3ページ参照
- ③ 参考資料（待機児童解消に向けた取組の経緯、幼稚園としての対応の方向性、保育を必要とする子どもの年齢ごとの受入れ施設等の概念図）

| |
|---|
| 【担 当】文部科学省初等中等教育局 幼児教育課 大野、大林、鈴木 TEL 03-5253-4111（内線）2714 直 通 03-6734-2714 FAX 03-6734-3736 |
|---|